新規·切替 一般旅券発給申請書 5年									
厳折	受 理 年月日	受 理 番 号							
<i>I</i> J	窓口記入欄	区 分 該当なし 三重発給 訂正新規 切替新規 入力あり 裏面あり	確認						
はないよ		/** /** /* /* /* <th></th>							
禁げ		(姓) 番号 (名)							
ま 十 難 代 枠内の所定 この用紙は機 でください。 でください。	写 東 なださい だご本人様に記入しても が(日本語・アルファ 等)、未就学の乳幼児当 な場合は法定代理人がから 筆してください m±2mm) を介ます。 *裏面は氏名を記載してくださ い。 本人が署名する場合の記入例	氏 カタ ガイム タロウポーク 名 姓名 外務 「戸籍上の氏名のみ記入 (かっこ書きによる別名 は2枚目に記入) 太郎ポール Mボン式 ローマ字 (数) TAROPORUL	iV						
Dありますの がりますの は、申請 のますの	たろう	(A) TAROPORU							
者に改めて で折らない 四、 ください。	外務太郎ポール by H . GAIMU (Mother)	本籍 東京都 ^{市区郡} 千代田区霞が関2丁目)1 JAN 2020 2番						
及び刑法によって処罰は、旅券法(五年以下申請書に虚偽の記載を色丹島及び歯舞群島)		※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 □ ある	□ ない						
及び刑法によって処罰されます。 も丹島及び雷舞群島)は遽航先には含まれません。 は、旅券法(五年以下の懲役、三百万円以下の罰金) は、旅券法(五年以下の懲役、三百万円以下の罰金)	この署名は旅券にそのまま転写されます。白い部分からはみ出さないように署名してください。 所持人自署については申請者本人が署名してください。 ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。 その場合には、「▶ ◀」 印より上に申	旅券 MZ2345678 発行年月日 (西暦) 2020年 05 最後に発給を受けた旅券に 記載の姓のローマ字 GAIMU	5 _月 01 _日						
以下の罰金以下の罰金	請者の氏名を記入し、「 □ □ 」印より下 に記入者の氏名及び申請者との関係を記入	この申請書を提出する日の年齢 満 5 歳 3日以内に紛失(焼失)川出を行っていますか。							
六 五	してください。 (例えば、by A.YAMADA(Mother) や by A.YAMADA(Father)など)	^{現住所 〒} 75008 メールアドレス hanakogaimu@example.jp							
援護並びにその他必要に応じ国際協力のために利用します。得・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人得・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人得・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人の申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官この申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官	·	7 Avenue Hoche 75008 Paris FRANCE フランス国内	の住所を記入						
必要に応じ、旅券秩序の、旅券秩序の		電話 0148886200 携帯 0612345678 その他勤務先など 居 所 〒 居所で申請する場合は居所	も記入してください						
国際協力の		電話							
m力のために利用します 在外選挙事務及び邦人 在外選挙事務及び邦人 できません。		日本国内の緊急連絡先 〒 100-8919							
ルレます。 が邦人 でません。		東京都千代田区霞が関2丁目2-1							
	※次の各事項に該当しているか否か、	□ マーク マー	35803311 <u>~</u> .						
外 務 省	刑 (本人又は法定代理人が記入してくだ 1.外国で入国拒否、退去命令又は処罰 2.現在日本国法令により起訴され、刑 3.現在日本国法令により、仮釈放、刑	さい。) されたことがありますか。	なの国籍がある場 全ての国籍を記入						
都道	5	ではければならない状態にありますが	か。						
府県	係 6.国の援助等を必要とする帰国者に関関する法律を適用され外国から帰国	したことがありますか。							
	[5 暦外表示 OB 失効 OD その他訂正 OG 再作成 OJ 特例2	コード 4又はレターサイズ						

_							_							一収3.			_
	予定日		定	年	月	日			での滞在期				月未満		3ヶ月以上		
※ <u>次</u>					<u>る場合</u> には、											ださい。	
海站	1) [] 表面の 【体的に))川門計で	子闰1涂桶	肌に該当す	る事項が	いめる場	計 合	②旅	分り_	里発紹	を受け	ようと	する場	合		
			給が必	要な理由	由も記入			<u></u>									
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)																	
		元(/)受刑にフ	て国石と	., 1	ト女と参照	して国コ	一下还市										-
国名		• (-I	. 3-b = D (-)	T 0 . 112		# # +===	≥ >< ÷u. 1 . •	- LII A	コー	`		オーハー		1	100.10 . / Lill	Land	_
らか	一方の場)ます)。	また、ク	ン式と異なる 別名併記を希 ())												
(i	姓) 🕝	ΑΙ	N/I	ı / r	DUP	\bigcirc N	T)			非へ:	ー ボン式ロ	コーマ	字表記	または	ţ t	$\overline{\Box}$	
	性) G	 	Μl	ין אול		UN	1 /		(別名	併記をネ	希望す	る場合	のみ言	乙)_	
(=	名) T	AR	O	P	4 U L					_ =	ちらがノ	パスポ	ートに	記載さ	されます		
					は姓・名・ス 子(ⅡⅢなど							可。					
外	務	大 臣	殿					<	令和	年	. <u>厂</u>]					
在					上庙 終行	百事 殿	Ļ		申詞	:書き	<u></u> を提出す	 る日					
	申請	者が2	0歳未	満の場	語合は、注	定代理	人が				,						
	戸籍	に記載	ぬ通り	り楷書	で署名し	てくだ	さり		過去5年以	人内に目	申請した前	前回旅券	を受け	取らず、	その旅券:	が失効し	
注	定代野	里人 (親	権者.	後見	人など)署	名			場合は、						等の法定代	ter i mr	
14	/ LIV	1.7 \ (/196	TIE 11 1	12707	(0 C) E	Н									寺の伝定れ る場合には		
															人が戸籍に		
		hl:	マタブ	大フ											な場合を除 は、押印が		
_		71	7万1	它子					.)		, ,						
本	(1点)	でよい	書類)			Π¥	战傷病者	手帳	(2)	点必要	要な書類	1000	護保険	īF			一
		 	,				空建取引			_			鑑登録	_ 証明書及			
確	運車	に 伝免許証 人番号カ					≣気工事 無線従事			健康仍 国民優	和映証 建康保険証				は保険者証)身分証明	書	4
認	一船	手帳	— [·				官公庁職	員身分詞	正明書 □	船員仍	R険証 E合員証				公的な資格		ど)
欄	海打	支免状 充等所持	許可証				身体障害 為造防止			年金記			時帰国	者			全
官						<u> </u>	***		· - /		一一本	: :人		Γ	一代理		
公											<u></u> 非へ	ボン	姓名	別包	 併記	長音表記	
庁														ברינו	I) I II L	KHX	ַוֹייי
記載											疎明資料	斗名 ()
欄											理	曲 ()
					E	請言	基類	玺 提	出委	任自	事出 自	<u> </u>					_
		(注定	代理人	が由語	・ 者に代わ・							•	出は不	要です	.)		
т					D規定に基											 ミす。	\neg
申請	令和	ŔΠ	年	月	H												
者	14.1		,	/ •													
記	<u> </u>	受人氏律	<u> </u>						申請	者との	関係						_
入	引	受人住用	—— 沂			法	 定代理	人が由	ョ 語する ^は	場合は	t記						
				フ ショザー	申米占/卒・ナ・ →	=(はありま		<u> </u>	モー ナッキニ	山ナッ	山建サ	の記せ!		=
引受					書類等を申 適正な記名		V				60 /Co				の所持人自	百	2
又人					7不正取得						- '			-			利 三
記	令和	和	年	月	目				連絡	先電話	話番号		()			左
入			•	. •			生生	1月日			昭和・ゴ	平成•4		年	月	<u></u> 日] F
	1 「由	諸者記げ	、 棚に	は、由部	青者本人が言	己夫してく			.511 \	· V IL.	HATH	1 /4/4	PATH.		/1	<u> </u>	
	2. 申請	者の指定	こした者	が、代わ	っりに申請書	碁類など を	を提出す	る場合に									Ī
意事	3. この ます		くる旅券	取得が日	日本国法令0)罰則に記	亥当する:	場合、申	=請者に代	わって	必要書類	などを排	昆出した	者も罰も	せられるこ	とがあり	
項	~ [,]	J															